

船員法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 災害疾病発生状況報告
- ② 手続き根拠 : 船員法第111条
- ③ 手続対象者 : 船員法適用の船舶所有者
- ④ 提出時期 : 毎年4月末日
- ⑤ 提出方法 : 所定の報告書に必要事項を記載し、主たる船員の労務監理の事務を行う事務所を管轄する地方運輸局（支局又は海事事務所がある場合は、そちら）へ報告する。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 災害疾病発生状況報告書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は支局・海事事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先
 - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
 - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
 - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
 - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
 - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
 - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
 - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
 - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : ー
- ② 標準処理期間 : ー
- ③ 不服申立方法 : ー

記載心得

- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となつた者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。
- 2 災害と疾病の別に区分し、それぞれ別葉に記載すること。また、(①災害・疾病)欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突棒等）を含む。）を記載すること。
- 4 ③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。
- 5 ④の欄には、てん末の欄の2) 災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
- 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規程に従つて記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。
 - イ 2) には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかつた場合は、「作業時間外」と記載すること。
 - ロ 3) のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となつたもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があつたのか詳細に記載すること。
 - ハ 3) Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整とんの状態並びに換気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
- 7 ⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込み日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。
- 8 ⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合はその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおっていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになつたときは、遅滞なく別にその旨を報告すること。（書式は任意とする。）
- 9 ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は、「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。